

5つの基本目標の実現に向けて、14の施策の方向に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、福生市の役割について計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つの基本目標を設定しています。※第3章参照
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標を実現するための14の施策の方向を設定しています。 ・アンケート調査等から福生市の現状・課題と方向性を示しています。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策の方向を実現するため、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するための成果指標を設定しています。 ・指標は、市民アンケートや統計データなどを参考にしています。 ・計画の目標は5年後の31年度としていますが、目標の達成状況を計画最終年度の1年に点検し、その進捗状況の分析結果を次期計画へ反映していきます。
基本施策 (福生市の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、市が取り組むべき役割を示しています。 ・施策・事業別に担当課と方向性を示しています。 ・方向性は、施策・事業別の指標によるこの5年間の方向性を示しています。 ・各基本施策の表における☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標 1 家庭・地域における子育ての支援

施策の方向 1 地域における子育て支援体制の充実

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

福生市ではこれまで、共働き家庭のみならず、専業主婦家庭・ひとり親家庭等を対象とした支援として、子ども家庭支援センター事業の充実を図るとともに、*児童館等における子どもの遊び場や居場所づくりに取り組んできました。

アンケート調査によると、子育てに関して、多くの保護者が不安や負担を感じていることがわかります。その内容をみると、「子どもの教育に不安がある」「子どもの友だちつきあいに不安がある」「配偶者の協力が少ない」「子育ての大変さを身近な人が理解してくれない」「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない」などが高くなっており、子育ての孤立化がうかがえます。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる一助として平成 25 年 10 月からファミリー・サポート・センター事業に取り組み、子育ての相互援助活動を地域とともに支えています。

このようにすべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実していきます。

また、子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談体制を充実していきます。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	ファミリー・サポート・センターの会員数	依頼会員・提供会員・両方会員	依頼会員 57 人 提供会員 38 人 両方会員 4 人	増加
2	利用者支援事業	相談件数	未実施	実施

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、※児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	充実	子ども家庭支援課
2 ☆	地域子育て支援事業	※児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	充実	子ども育成課
3	子育てサロン	子育て中の保護者の悩みや不安の解消、※ひきこもりへの対応、児童虐待の未然防止等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進めます。	継続	社会福祉協議会
4 ☆	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助が出来る方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。	充実	子ども家庭支援課
5	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	社会福祉協議会
6 ☆	地域子育て支援拠点事業の実施	認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や※子育てサークルの支援を行います。	継続	子ども育成課
7	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともに親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。	継続	子ども育成課
8	保育室併設講座の実施	育児中の女性のための講座と、集団保育を通し幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。	継続	公民館
9	託児保育付講座の実施	公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を付けた講座を実施します。	継続	公民館
10	子ども読書活動推進事業の実施	学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。	継続	図書館

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	地域組織化事業	地域住民や教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他民間事業者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。現在、保育団体連絡会があります。	継続	子ども家庭支援課 社会福祉協議会

基本施策3 子育て情報の提供

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育て支援情報の発信	子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。	充実	関係各課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	充実	子ども家庭支援課

基本施策4 相談機能の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	各種相談事業の充実	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	福祉保健部 子ども家庭部
2 ☆	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように身近な場所で相談に応じるなどの支援を実施します。	新規	子ども育成課
3	ふっさ子育てなんでも相談	市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについて、ワンストップで相談が受けられる体制の整備を実施します。	新規	子ども家庭支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 子育て世帯への経済的支援

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

厚生労働省の調査では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。貧困による格差の広がり、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要です。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

アンケート調査によると、就学前児童や小学生の保護者では、不安や負担など感じていることとして、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が38.4%～45.4%と上位を占めていることから、さらなる経済的支援が求められています。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	子育てにかかる経済的な負担が大きいと感じる割合	保護者が経済的負担が大きいと感じる割合	就学前児童：38.4% 小学生：45.4%	減少

基本施策 1 経済的負担の軽減

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
2	児童手当	中学校修了前の児童を養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
3	児童育成手当(育成手当)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
4	児童育成手当(障害手当)	20歳未満の心身に障害のある子どもを養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
5	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育している父又は母（父又は母に重度の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
6	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
7	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する園児の入園料及び保育料の一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
8	私立幼稚園保護者補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
9	認可外保育所利用者補助事業	認可外保育所（認証保育所、保育室）を利用されている方に、認可保育所の保育料と公平にするため、その差額を補助します。	継続	子ども育成課
10	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前の児童を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
11	義務教育就学児医療費助成制度	義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生）を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円（上限額）が本人の負担となります。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
12	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり）	継続	子ども育成課
13	子育て支援カード発行事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援ならびに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課

施策の方向3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。

アンケート調査においても、就学前児童調査に比べ、就学児童調査の配偶者がいない割合が高く、1割を超えています。

国調査（労働力調査）では、母子家庭の80.6%が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%と、非正規雇用の割合が高くなっていることから、安定した就業を可能にするための支援が必要となっています。

また、父子家庭の91.3%が就業していますが、このうち「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%と、就業が不安定な家庭があり支援が必要となっています。

母子家庭での経済的な問題や、父子家庭における家事や子育てに不慣れなことによる問題などを抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	ひとり親ホームヘルプサービス事業利用率	登録者の利用率	60%	増加

基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	児童育成手当 (育成手当) (再掲)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
2	児童扶養手当 (再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育している父又は母(父又は母に重度の心身障害がある場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
3	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳未満の子ども(一定の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等(父又は母に一定の心身障害がある場合も含む)に対し、健康保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども育成課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子ども育成課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、2年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
9	非婚のひとり親家庭に対する寡婦(寡夫)控除のみなし適応	税法上の寡婦(寡夫)控除の対象とならない婚姻歴の無いひとり親家庭に対して、婚姻歴の有無による不平等を無くす観点から寡婦(寡夫)控除のみなし適応を行い、保育料、学童クラブ育成料、幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園児保護者負担軽減補助金及び市営住宅使用料を算定します。	新規	子ども育成課 まちづくり計画課

施策の方向 4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人一人の人権が尊重されることが大切です。

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安やストレスを抱えているともいわれ、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。＊児童虐待の防止として、地域での日頃の声かけなどによる関係づくりが大切と言われています。要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実します。

近年、幼稚園・保育所・学校において発達障害やその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあります。従来の3障害（身体、知的、精神）に加え、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害、アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められています。

障害児や発達に偏りのある児童の自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であるため、一人一人の多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

福生市は総人口に占める外国人の割合が都内 26 市で最も高いため、外国籍の家族を持つ家庭に対する支援は重要な施策です。ヒアリング調査においても、外国人家庭の多い保育所もあり、言語や文化の違いなどによる様々な課題がみられています。

在住外国人は複雑な生活問題を抱える場合もあるため、英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語などの母国語で日常生活の基本が分かる資料の充実や、相談体制の整備を図ります。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	訪問実施率	83.3%	増加
2	教育・保育施設での障害児の受け入れ率	受入数/希望者数	100.0%	継続

基本施策 1 児童虐待防止策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	※児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組みを目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	子ども家庭支援課
2	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアル、ポスター等を作成し虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを作成し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	充実	子ども家庭支援課
3 ☆	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
4 ☆	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助についてはヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。	充実	子ども家庭支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本施策 2 障害児施策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	障害者（児）短期入所サービス（ショートステイ）	在宅の心身障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等で一時的に利用することができます。	継続	障害福祉課
2	点字図書の給付（日常生活用具給付事業）	視覚障害者に対して点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
3	障害者（児）居宅介護サービス（ホームヘルプ）	介護を必要とする心身障害者（児）に対し、身体介護、家事援助など日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。	継続	障害福祉課
4	日常生活用具給付等事業	在宅の心身障害者（児）に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
5	障害者（児）おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の心身障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
6	小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
7	生活介護・地域活動支援センター「れんげ園」の運営	就業が困難な心身障害者（児）に対し、社会的自立に必要な訓練、指導を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	継続	障害福祉課
8	日中一時支援事業の実施	障害者（児）の日中における活動・訓練の場を確保し、在宅で介護をしている家族の一時的な休息を支援する日中一時支援事業を実施します。	継続	障害福祉課
9	通級指導学級（情緒障害）の設置	小中学校に設置した通級指導学級で、自閉症や注意欠陥・多動性障害、心因的な※不登校等情緒的な課題のある児童・生徒への特別な教育的支援を行います。	継続	教育支援課
10	教育・保育施設での障害児の受け入れ	幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活になじむことが可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	子ども育成課
11	学童クラブの障害児受入	全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受入れます。	継続	子ども育成課
12	重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
13	※児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	継続	子ども育成課
14	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	子ども育成課
15	障害児の入浴サービス	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
16	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	障害福祉課
17	児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
18	医療型児童発達支援事業	肢体不自由の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。	継続	障害福祉課
19	放課後等デイサービス	放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	継続	障害福祉課
20	補装具費の交付	身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
21	自動車ガソリン券費用の助成	心身障害者（児）が日常生活の利便および拡大を図るため利用する自動車のガソリンの費用の一部を助成します。	継続	障害福祉課
22	中等度難聴児発達支援事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	障害福祉課
23	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	障害福祉課
24	臨床心理士の巡回相談	臨床心理士が保育所・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。	継続	子ども育成課 教育支援課

基本施策3 外国人家庭に対する対応

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。	継続	子ども家庭支援課
2	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応指導の講師を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。	継続	教育指導課
3	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	全課

施策の方向5 子どもの放課後の居場所づくり

都市化や少子化の進行による子どもたちの遊び方の変化は、子どもどうしが集団で遊びに熱中して互いに影響し合って活動する機会を減少させ、様々な体験をする機会の喪失となっています。また地域社会の大人が地域の子どもたちに関心を払わない、積極的にかかわろうとしない、かかわりたくてもかかわり方を知らないなど、地域における地縁的つながりの希薄化の傾向も見られます。こうした状況は子どもの育ちに影響し、人格形成に大きな影響を与えています。

国は、子どもたちに関わる重大事件の続発などにより、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等を緊急的課題ととらえ、未来の日本を創る心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、「地域子ども教室推進事業」として、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援してきました。

また平成26年7月に厚生労働省と文部科学省が、「放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子ども教室の整備を推進しています。

福生市では、「*ふっさっ子の広場事業」を平成19年度に立ち上げ、現在は市内全7小学校に拡大し、学童クラブや*児童館とともに、子どもの放課後の居場所となっています。

アンケート調査では、就学前調査において低・中学年（1～4年生）のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかの設問で、「ふっさっ子の広場事業」が57.8%と最も高く、次いで「習い事」が49.0%、「学童クラブ」が48.0%となっています。また、自由意見においても、「ふっさっ子の広場事業」における様々なイベントが企画され安心して預けることができているという声があがっています。

学童クラブは、平成22年に2クラブを新たに開設したことにより、待機児童が解消されました。また、保護者の就労状況に対応するため、延長育成を実施しています。

今後も子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保するため、学校、地域、関係部署が意見交換会を行い、子どもの社会性を育み気軽に利用できる施設や事業の充実を図るとともに、学童クラブ事業とふっさっ子の広場事業との連携を推進します。

また、中高生の放課後の居場所づくりなどでは、子どもに関係する団体や行政機関ごとの情報把握に止まり、情報の共有が進んでおらず、子どもの居場所がどこで、何をしているのか広く知られないままとなっていることから、地域で子どもに関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関それぞれの立場を超えた協力が必要です。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	学童クラブの入所児童数	入所児童数	476人	増加
2	※ふっさっ子の広場事業の児童登録率	児童登録率	92.3%	継続

基本施策 1 子どもの居場所づくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	※児童館・公民館事業の充実	児童館、公民館などを活用し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	子ども育成課 公民館
2	公園、児童遊園等の整備	子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や児童遊園の整備充実に努めます。	継続	道路公園課
3	図書館の充実	図書館専用ホームページを利用し、インターネットにより乳幼児・児童・中高生へ図書館情報を発信します。	充実	図書館
4	プレイパーク（冒険遊び場）の創造	従来の公園活用方法と異なり、子どもたちの自己責任のもとで創造力を工夫して遊びを創り出す、プレイパークの在り方や、既存の公園などの活用について市民との協働で検討します。	検討	道路公園課 子ども育成課
5 ☆	学童クラブ事業	小学生を対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入を充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。	充実	子ども育成課
6 ☆	学童クラブの延長育成事業	市内全12クラブで実施します。	継続	子ども育成課
7	ふっさっ子の広場事業	学校施設を活用し、安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。	充実	生涯学習推進課
8	水辺の楽校	子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「水辺の楽校事業」を推進します。	継続	環境課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本目標 2 母と子の健康を守り増進する

施策の方向 1 子どもや母親の健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

今後も親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場をさらに充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実します。

乳幼児の健康診査については、未受診を減らすとともに、既存の相談窓口の周知・利用促進を図る必要があります。特に、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育につなげるため、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率（再掲）	訪問実施率	83.3%	増加
2	乳幼児健康診査の受診率	各種乳幼児健康診査の受診率	3か月児 97.2% 6か月児 90.9% 9か月児 84.8% 1歳6か月児 88.9% 3歳児 88.7%	増加

基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載していき、後の保健指導等の参考とします。交付時には、保健師が面接します。	継続	健康課
2	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
3	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
4	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ、適切な指導・助言を行います。	継続	健康課
5 ☆	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
6	子育て教室	子どもの保護者を対象に子育て教室を開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。	継続	健康課
7	育児相談	乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	健康課
8	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時に臨床心理士による子ども相談を実施します。	継続	健康課
9	3歳児経過観察健康診査（子どもグループ）	幼児がグループで遊ぶ機会を設け、成長度、発達度等を観察し、適切な指導を行います。	継続	健康課
10	産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。	新規	子ども家庭支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	健康課
2	母子健康手帳の交付(再掲)	妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載していき、後の保健指導等の参考とします。交付時には、保健師が面接します。	継続	健康課
3	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	健康課
4	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。	継続	健康課
5	妊産婦・新生児訪問指導(再掲)	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	健康課
7	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談などを総合的にを行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
8	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
9	乳幼児発達健康診査	発達の遅れの疑いのある乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
10	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯の罹患率を下げていきます。	継続	健康課
11	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ(輪)、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。	継続	スポーツ推進課
12	体育館託児付き事業	フラダンス、エアロビクス等の教室を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。	継続	スポーツ推進課

基本施策3 食育の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。	継続	健康課

施策の方向 2 小児医療・思春期保健対策の充実

核家族化などの影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、子どもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。

また、子どもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。

このため、保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。さらに学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図ります。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	※児童館での相談機能の充実	児童館と関係機関との連携事業数	未実施	実施

基本施策 1 小児医療の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	乳幼児医療費助成制度（再掲）	義務教育就学前の児童を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子ども育成課
2	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	健康課
3	東京都医療機関案内サービス	夜間、休日の医療機関案内（コンピュータによる自動応答サービス）や病気やケガの際の対処、病気や子育ての基礎知識についての情報を都のホームページで提供しています。	継続	東京都

基本施策 2 思春期保健事業の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
2	教育相談室の臨床心理士による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	教育支援課
3	アドバイザースタッフの配置	※不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
4	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の自立を支援します。	継続	教育支援課
5	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や問題行動等の学校への不適応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課
6	※児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日ごろから子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども育成課
7	思春期に関する取り組み	思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。また、小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	健康課 教育指導課
8	喫煙防止教室	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。また、中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	健康課 教育指導課
9	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。また、学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	健康課 教育指導課

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

施策の方向1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「※生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

本市の幼児期の教育・保育施設は、私立保育園（認可保育所及び認証保育所）16園での多様な保育サービスの提供、私立幼稚園4園での独自の建学精神やその教育目標に基づく運営により、それぞれに幼児の健やかな成長を支えています。

アンケート調査から就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられるため、幼稚園や保育所が核となり、地域での子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

ヒアリング調査では、幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす幼児教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる園内外の体験を通じて「協同的に遊ぶ」経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが重要という意見があがっています。

そのため、就学前児童の子どもの自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取組を充実します。

また、社会が急激に変化する中で、子どもが健やかに成長できるよう幼稚園・保育所が家庭・地域と連携を深め、子育てをしている親をサポートしていくことが求められます。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	待機児童数	各年4月1日における待機児童数	5人	解消

基本施策 1 自立と協同の態度を育む幼児期の学校教育・保育の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ☆	認可保育所による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2 ☆	低年齢児保育の充実	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3 ☆	一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に保育ができるよう充実を図ります。	充実	子ども育成課
4 ☆	訪問型一時預かり事業の実施	保護者が傷病等により、児童を家庭で監護できない場合、保育士等が一時的に家庭を訪問して保育を実施する事業を検討します。	検討	子ども育成課
5 ☆	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。	継続	子ども育成課
6	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課
7 ☆	※病後児保育	保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施しています。	継続	子ども育成課
8 ☆	※病児保育	子どもが病気であるために保育所などに預けられない時に、病院等で保育をします。	新規	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課
10	認可外保育所利用者補助事業（再掲）	認可外保育所（認証保育所、保育室）を利用されている方に、認可保育所の保育料と公平にするため、その差額を補助します。	継続	子ども育成課
11 ☆	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかる事業を検討します。	検討	子ども育成課
12	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	継続	子ども育成課
13 ☆	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童をあずかります。	継続	子ども家庭支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
14	保育所の園庭開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭を開放します。	継続	子ども育成課
15 ☆	※認定こども園	幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。	継続	子ども育成課
16 ☆	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境のもと、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	子ども育成課
17 ☆	幼稚園における※預かり保育の充実	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。	継続	子ども育成課
18	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課
19	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
20	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階(幼稚園教育課程)へ進むための保育を行います。	継続	子ども育成課
21	保育所・幼稚園と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課
22	家庭福祉員制度(保育ママ)	おおむね3歳未満の児童を保育者(保育ママ)の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。	検討	子ども育成課
23 ☆	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に幼稚園で保育ができるようにします。	継続	子ども育成課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 幼稚園・保育所・小学校の連携

近年、集団行動ができない、授業中に座ってられない等の「小1プロブレム」などの問題から、小学校就学前と後の接続していく部分の連携が注目されています。

子どもの豊かな人間性や^{*}生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・小学校は幼児・児童の交流や、教師・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。

ヒアリング調査では、市内の仕組みとして園児と児童や、園と学校との交流は十分にできていない状況であり、子どもの成長を支えるためにも、幼稚園・保育所・小学校との交流が必要との声があがっています。

小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	幼稚園・保育所と小学校の交流事業数	幼稚園と小学校、保育所と小学校との交流事業数	17事業	充実

基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	幼稚園・保育所と小学校との連携(再掲)	幼稚園・保育所から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課
2	ふっさっ子スタンダードの活用	就学前教育と義務教育期の教育指導・支援の向上を図るために、学習指導及び生活指導における、幼稚園・保育所・小中学校の成長目標の共有化や学習内容の一貫化に向けた、「ふっさっ子スタンダード」を活用していきます。	新規	教育指導課
3	臨床心理士の巡回相談(再掲)	臨床心理士が保育所・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。	継続	子ども育成課 教育支援課

施策の方向3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの*確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視することが求められます。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進します。

児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食については、応急給食機能や避難所機能を備え災害時に活動拠点となる防災食育センター（災害時対応施設）の整備を進めます。平常時には、施設の応急給食機能を活用し、食物アレルギーにも対応した、安全で安心できる学校給食を作り、給食の調理過程を見学できる食育施設の機能も持たせます。

子どもたちの生活習慣や家庭における食生活の変化により、学校給食の目的に変化が生じているため、学校給食には、子どもたちの心身の健全な育成を図ることだけでなく、正しい食に関する知識やマナーを身につけるなどの「食育」の推進が求められています。

学校教育の充実だけでなく、保護者と子どもを取り巻く地域の教育力の向上も必要です。親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、*地域子育て支援拠点等で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

近年、スマートフォン、*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの*メディアを通じて、性や暴力等、過激な情報が氾濫し、こうした情報が子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあります。学校、家庭、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	保護者（親子）対象子育て支援事業	地域子育て支援事業利用者数	893人	増加

基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	心理相談員の配置	心理相談員を6名配置し、心理的要因等に関する相談についての充実を図ります。	継続	教育支援課
2	心の健康に関わる専門医の配置（再掲）	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
3	アドバイザースタッフの配置（再掲）	※不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	教育指導課
4	学校適応支援室の活用（再掲）	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の自立を支援します。	継続	教育支援課
5	スクール※ソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や問題行動等の学校への不適応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課
6	英語教育推進委員会の設置	国際的な視野に立ち、グローバル化の進展の中で活躍できる力を育成し、国語力及び英語力を身に付け、コミュニケーション能力の向上を図るため、「英語教育推進委員会」を設置し、「福生市立学校英語教育推進計画」（仮称）を策定します。	新規	教育指導課
7	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
8	学校給食事業	更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい昼食を提供します。また、中学校完全給食を実施します。	充実	学校給食課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
9	食物アレルギー 対応事業	食物アレルギーを持つ児童・生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	新規	学校給食課
10	食育事業	防災食育センター（災害時対応施設）の整備を行い、見学ホールや研修室を活用し、学校、食育に係る他の部署等と連携し食育事業を実施します。また、栄養士や調理員による学校訪問を継続実施し、食に関わる者による食育を推進するとともに、給食の提供にあたり地場産物を積極的に採用し「地産地消」を推進します。	新規	学校給食課

基本施策2 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	学校支援地域 組織	各学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校と支援者であるボランティアとの連絡調整をし、学校の教育的ニーズと地域の力をつなぎ合わせる活動を行います。	継続	生涯学習 推進課
2	学校評議員の 活用	「開かれた学校」へ向けて、地域からの学校への期待や要望等の把握、地域との連携を深めるために、外部評価や学校評議員会議の充実を図ります。	充実	教育指導課
3	学校と家庭の 連携推進事業	※いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを行います。	継続	教育指導課
4	コミュニテ ィ・スкуль の設置	地域の人々とつながり、地域の伝統を守るため、学校と地域がより一層連携し、地域と共に学び、共に支え、共に創る教育を推進するために「コミュニティ・スクール」の設置を検討します。	検討	教育指導課

基本施策3 地域の教育力の向上

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	保護者(親子)対象子育て支援事業	※地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	充実	子ども育成課
2	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(春)	継続	生涯学習推進課
3	軽スポーツ&とん汁会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(秋)	継続	生涯学習推進課
4	青少年育成地区委員会事業	市内にある32の青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。	継続	生涯学習推進課
5	子ども議会	子どもの声を行政に反映させるとともに、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、地域への関心を高めるために実施します。	継続	生涯学習推進課

基本施策4 環境の浄化

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	不健全図書等の排除推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	生涯学習推進課
2	夜間一斉パトロール事業	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習推進課



基本目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

施策の方向 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

アンケート調査結果から「父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか」という問いにおいて、「取得した（取得中である）」が29.5%となっており、一方で、「働いていなかった」が51.4%となっています。取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が36.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が24.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が13.0%となっています。

労働者の働き方は正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況といった様々な課題があります。

そのため、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

全ての市民が、その個性と能力を生かして、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。

今後は仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	育児休業取得率（父親・母親）	育児休業取得率	父親：6.8% 母親：29.5%	増加

基本施策 1 広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行います。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。	充実	公民館

基本施策 2 男性の子育て参加の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	パパママクラス（再掲）	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
2	男性のための講座等の開催	男性が家事や子育てに主体的に関わるための導入として男性を対象とした料理や父親力アップなど、家事や子育てに関する講座等を開催します。	継続	公民館
3	父親参加型事業の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、※児童館等で父親参加型の事業を実施します。	充実	子ども育成課

施策の方向 2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

近年、女性の就労率の上昇や^{*}育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

認可保育所は、平成 26 年 4 月現在、私立保育園が 13 園整備され、定員の弾力的な運用に努めるとともに、認可外保育所を利用されている方に補助金を交付することにより認証保育所等の保育所を利用しやすくしてきました。待機児童は、平成 24 年度には増加しているものの、平成 26 年度には都内 26 市の中では低い数値となっています。年齢別保育所の在籍割合をみると、平成 21 年度以降 0 歳～2 歳児の低年齢児の割合はゆるやかな増加傾向がみられます。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、今後、低年齢児における希望の動向を見極めながら、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	0 歳、1 歳児保育児の定員数	保育所の 0 歳児、1 歳児の定員数	313 人	拡充

基本施策 1 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	低年齢児保育の充実(再掲)	保育所において 1 歳未満の乳児に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の拡大	産休・育休明けの 0 歳児から 2 歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。	新規	子ども育成課

基本目標 5 子どもにやさしいまちづくり

施策の方向 1 子どもの安全の確保

災害や犯罪から生命と財産を守るため、福生市防災マップ/洪水・内水ハザードマップの作成、災害対策や防犯体制の整備、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力してきました。

特に、災害時に幼稚園・保育所・小学校が自らの力で安全を確保することは極めて重要な課題であり、東日本大震災では多くが開所時間内に大震災を経験したことから、今後はより現実的な災害対策に取り組んでいくことが必要となっています。

アンケート調査結果の自由意見には、防犯や通学路など、まちづくりに関する意見が多くありました。子どもが安全に暮らしていくには、親も子ども安心して生活できる環境の整備が必要となります。

今後も行政、地域及び関係機関が連携して子どもの安全の確保に努め、安全安心なまちづくりを推進します。

また、幼稚園、保育所、学校では交通安全教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、自動車やオートバイ、自転車を運転する若者や大人の安全運転の徹底を奨励します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	「防犯まちづくり」に関する満足度	市の「防犯まちづくり」施策に満足している市民の割合	15.7%	増加

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。	継続	安全安心まちづくり課
2	交通安全指導の充実	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	教育指導課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
3	通学路点検の実施	学校、保護者及び警察と関係する部署により、小中学校の通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	教育総務課 生涯学習 推進課 道路公園課 安全安心 まちづくり課

基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があった時には、パトロールを実施します。	継続	安全安心 まちづくり課
2	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	安全安心 まちづくり課
3	安全啓発活動の推進	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。	充実	教育指導課
4	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時の見守り体制の整備を促進し、防犯カメラを設置するなどして、防犯対策の強化に取り組みます。	充実	安全安心 まちづくり課 教育委員会 事務局
5	不健全図書等の排除推進(再掲)	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	生涯学習 推進課
6	夜間一斉パトロール事業(再掲)	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習 推進課
7	薬物乱用防止啓発運動(再掲)	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。また、学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	健康課 教育指導課

基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

No	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、*いじめ、*児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子ども家庭 支援課

施策の方向 2 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

平成 26 年 3 月に「福生市住宅マスタープラン」を改定し、子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい・まちづくりを進めています。

また、幼い子どもを連れて安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、平成 23 年 3 月に「第 2 期福生市バリアフリー推進計画」を策定し、公共施設、公共交通機関等における*ユニバーサルデザイン化を進めてきました。

両計画との整合を図りながら、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、すべての人々がともに支えあう社会づくりを推進します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	「住環境整備」に関する満足度	市の住環境施策に満足している市民の割合	12.2%	増加

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

No	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	継続	まちづくり計画課
2	住宅取得の支援	子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。	充実	まちづくり計画課
3	都営住宅の期限付き入居制度	都営住宅の利用機会の公平性を確保し、若い子育てファミリー世帯等の入居機会を拡大するため、入居期限を 10 年とする制度を実施・拡大します。	継続	東京都

基本施策 2 安全な道路交通環境の整備

No	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	道路公園課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	継続	道路公園課